

# 仙台市立七郷中学校 いじめ防止基本方針

## 1. 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立七郷中学校（以下「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「仙台市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として、「仙台市立七郷中学校いじめ防止基本方針」（以下、「本校基本方針」という。）をここに策定する。

## 2. 基本的考え方

### （1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止等の対策に、教職員一丸となり、保護者、地域、関係機関等と連携して取り組んでいく。

〈いじめの防止等に関する基本理念〉（法第3条より）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （2）いじめの定義

法第2条に規定されているいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもって対応にあたる。

〈いじめの定義〉（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### （3）いじめの防止等に関する基本的考え方

本校においては、市基本方針に基づきながら、特に、次のようなことに留意して、いじめの防止等のために教職員が一丸となり、保護者、地域、関係機関等と連携して取り組むものとする。

## ①いじめの防止（未然防止のための取組等）

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、生徒一人一人が、前向きに学校生活を送る中で、命の大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。

そのために、「授業づくり」と「集団づくり」を視点とした「規律」・「学力」・「自己有用感」の定着、醸成を図ることが大切である。これは、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、他者から認められているという実感をもった生徒は、いじめの加害に向かうことはないはずであると捉えてのことである。

- 「規律」：人の話を聞く、発表の仕方、姿勢、定時着席等、意図的に生徒指導の観点を入れ教職員間で共通理解を図ること。
- 「学力」：わかる喜び、できた喜びの積み重ねにおいて学習意欲を高めさせること。
- 「自己有用感」：学級での役割、個々の作品等を掲示する、褒める場面を意図的につくる等、自分が周囲の役に立っている、必要とされていると感じさせること。

また、仙台市教育委員会より、「新たな学校防災教育モデル校」の認定を受けた本校においては、「防災教育」と「道徳教育」を中心に「心の教育」を重点取組事項として、学校教育活動全体を通して計画的な指導を行う。これにおいて、いじめの問題を生徒自身が深く考える機会を設けることや、生徒のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくことが重要である。

これらの取組においては、学校だより等によって、いじめの問題についての保護者・地域の方々への広報に努めながら、学校との共通認識のもと、連携していじめの防止等に取り組んでいくことが重要である。

さらに、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある生徒がいじめの当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解したうえで、適切に対処できるよう計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図ることも必要である。

## ②いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が生徒の日常的な観察を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないようにする必要がある。

そのためには、生徒理解をベースとする生徒指導体制を構築し、教師と生徒の信頼関係づくりに努め、生徒や保護者が相談しやすい関係を作るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、「心とからだの健康調査」、本校独自の生活アンケートや教育相談などを計画的に実施し、いじめの早期発見にあたるのが重要である。

また、いじめの発見のための情報の集約化や組織的な把握のための校内体制づくりも不可欠であり、いじめの態様について、以下のとおり、教職員で共通理解する必要がある。

	分類	関係する刑罰法規
1	仲間はずれ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、このことから他のいじめ行為が派生する可能性大
2	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫・名誉毀損・侮辱
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行・傷害
5	金品をたかられる	恐喝

6	金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする	窃盗・器物損壊
7	嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする	強要・強制わいせつ
8	パソコンや携帯電話で誹謗中傷されたり，嫌なことをされる	名誉毀損・侮辱

### ③いじめへの対処（発見したいじめに対する対処）

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員のみで対応せず，学年主任，教育相談担当教諭，生徒指導主事，教頭を通じて校長へ報告し，学校対策委員会による情報共有のもと，学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた生徒及び，いじめた生徒への対応は，特に，次に掲げる点に留意しながら，個別に丁寧な指導を行うとともに，双方の保護者にも十分説明のうえ，適切な連携を図ることが不可欠である。

なお，いじめが一旦解決したと思われる場合でも，教職員の見えないところで続いたり，解決はしたが，生徒の心のケアが必要なケースもあると考えられることから，注意して継続的に見守り，必要な対応・指導を行うこと。さらには，進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

○いじめられた生徒に対しては，必ず守り通すという姿勢を明確にして，生徒の心の安定を図りながら対応することを基本とする。

○いじめた生徒には，いじめられた生徒の心の痛みを理解させ，いじめが人間として行っはいけない行為であることが自覚できるように指導する。

### ④家庭や地域との連携

いじめの未然防止や早期発見などのためには，学校内外における取組が必要であり，いじめの問題に関する共通理解のもと，家庭や地域との緊密な連携が不可欠である。

また，いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみでなく，命を大切にす心，他者を思いやり，協力する態度を育むうえからも防災教育における地域連携の取組と合わせて進めていく。

### ⑤関係機関との連携

いじめの未然防止や早期発見などのためには，七郷中学校区青少年健全育成連絡協議会の事業と連携し，仙台南警察署荒井交番や七郷市民センター，地域の民生委員・児童委員，保護司などとの協力・連絡体制を取り進めていく。

## 3. いじめの防止等のための対策の内容

### (1) いじめの防止等の対策のための組織

#### ① 七郷中学校いじめ防止等対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）

本校においては，法第22条に基づき，いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため，「七郷中学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

委員会の構成は，基本的に，校長，教頭，主幹教諭（教務主任），生徒指導主事，教育相談担当教諭，学年主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラーによるものとし，具体的には，校長が実情に応じて，毎年度，委員を任命する。

なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

本校対策委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- ア. 学校基本方針に基づく実施計画，マニュアル，チェックリスト等の作成又は承認
- イ. いじめの防止等の対策のための各年度の取組の企画・実施又は承認，実施結果の点検・評価
- ウ. いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ. いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係調査，対応や指導等の方針決定など）
- オ. その他いじめの防止等に関する重要事項

## ② 七郷中学校いじめ調査委員会（いじめの重大事態発生の場合の調査組織）

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し，市教育委員会より，学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には，校長は，「七郷中学校いじめ防止等対策委員会」を母体にし，学校評議員，PTA役員，学校医などの学校以外の委員を加えるなど，公平性・中立性の確保に努めた構成により，「七郷中学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には，あらかじめ校長が「七郷中学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき，対象事案が発生した場合には，委員を任命し，迅速に対応する。

## (2) いじめの防止等に関する取組

### ① いじめの防止

- 生徒理解のための研修会，心のケアに関する研修会を実施し，生徒個々をより良く理解する教職員体制をつくる。
- 学力向上及び，授業力向上強化週間を定期的実施し，生徒の授業への意欲向上と教師のわかる授業の実践に資する。
- 防災教育，道徳教育との関連から，「心の教育」の実践として，以下の活動を行う。  
**考動議会・リーダー研修会・地域あいさつ運動・小中合同ゴミ拾い運動**  
縦割り（異年齢）活動を通して，他者と関わることで成し遂げられる喜びを味わわせ，自己肯定感や自己有用感を醸成する。  
**巨大壁画全校制作**  
有機的な連携協力により，大きな喜びと達成感，一体感を味わわせ，集団としての自信や誇りを持たせる。
- いじめについて生徒自らが深く考える機会とすることを目的として，例年11月の「いじめゼロ・キャンペーン」期間中の自主的な取組について，生徒会による活動を促し支援する。
- いじめ問題に関する啓発と対応への連携のため，いじめの防止等に関する学校の取組状況などについて，学校だより等を通じて保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質の向上を図るため，市教育委員会主催等の会議及び，研修会に積極的に参加するとともに，本校対策委員会の主催により校内研修を行う。なお，実施にあたっては，本校におけるいじめの現状に対応した内容を企画のうえ，年度当初に年間計画を作成することを基本として実施する。

## ② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員により対応するものとするが、相談体制としては、特に次に掲げるものを基本とする。具体的には、毎年度、校長が学校の状況を踏まえて決定し、生徒、保護者等に周知を図る。

生徒からの相談＝担任，養護教諭，スクールカウンセラー

保護者・地域住民からの相談＝教頭，生徒指導主事，学年主任，教育相談担当，担任

- いじめ実態把握調査の他，全生徒対象の本校独自の調査を生活アンケートに含み毎月実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するため，担任と生徒の二者面談，保護者を含めた三者面談，担任と保護者の面談等，教育相談を年4回実施する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約化，いじめの発見・把握のための注意事項など，いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。  
具体的には，学校対策委員会が作成した「七郷中学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト表」を全教職員が共有する。

### ◆いじめ防止指導計画

	会議・研修等	防止対策	早期発見
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解研修①</li> <li>・本校基本方針・年間指導計画の共通理解</li> <li>・保護者会での啓発</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">月 毎 生 活 ア ン ケ ー ト 実 施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">学級づくり・人間関係づくり</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（二者面談）①</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア研修会①</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いじめ防止きずなキャンペーン</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QU実施①</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒理解研修②</li> </ul>		
7・8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校対策会議①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室</li> <li>・リーダー研修会①</li> <li>・考動議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（家庭訪問）②</li> </ul>
9月			
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア研修会②</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・QU実施②</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校対策会議②</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">いじめゼロ・キャンペーン</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">巨大壁画制作</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（三者面談）③</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー研修会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（二者面談）④</li> </ul>
1月		↓	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校対策会議③</li> </ul>	↓	
3月		↓	

### ③ いじめへの対処

- 事実確認の調査，その後の対応，改善指導など，本校としてのいじめに対する対処にあたっては，本校対策委員会が作成した「七郷中学校いじめ対応マニュアル」をもとに，個々の事案の内容を踏まえて，本校対策委員会を中心に適切に対応する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成のうえ，進級にあたっての校内での情報共有を図るとともに，転校や進学にあたっては，個人情報にも留意しながら，適切な引継ぎに努める。

### ④ 地域や家庭との連携

- P T Aとの共催により，いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施する。特に，インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するものを重点課題として進める。具体的には，毎年度，P T Aとの協議により，実施要項を定め，計画的に実施する。
- 学校基本方針や基本方針に基づく実施状況等を学校ホームページや学校だよりにより，保護者，地域の方々へ周知する。
- 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」等において，「自分たちが地域のためにできること」をテーマに，生徒による地域へのボランティア活動，生徒と地域の方々とが交流する内容を取り入れて実施する。具体的には，毎年度の故郷復興プロジェクトにおいて，企画・実施する。

### ⑤ 関係機関との連携

- いじめを含めた生徒の非行や問題行動などの未然防止，早期発見を図るため，七郷中学校区青少年健全育成連絡協議会の事業をはじめ，地域の健全育成関係団体との協働により取り組む。

## (3) 重大事態への対処

### ① 重大事態の意味

いじめの重大事態については，法第28条第1項に，次に掲げる場合として規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また，この場合の例として，

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などが考えられる。

### ② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には，直ちに，市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば，重大事態が発生した場合には，学校が主体となって調査を行う場合と学校の設置者として，市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ，その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって、仙台市教育委員会からの指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「七郷中学校いじめ調査委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

**参考《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より**

(a) 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

[調査組織]

学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、P T A役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

(b) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

[調査組織]

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の附属機関を調査組織とする。

**③ 調査結果の提供及び報告**

学校は、「七郷中学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

**4. その他の重要事項**

本基本方針は、学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づき実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、学校評議員、P T A役員から意見をいただき、必要に応じて、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討したうえで必要な見直しを行う。